

第1種電気工事士免状の取得に 必要な**実務経験年数**を**短縮**します！

5年以上



3年以上

令和3年4月1日以降の申請受付分から

- ※ 電気工事士法施行規則第2条の4の改正により、令和3年4月1日以降に免状交付申請を行う場合、第一種電気工事士試験の合格日に関わらず、合格された全ての方が3年以上となります。(なお、大学・高専の電気工学系を卒業の方は、改正前から3年以上となっております。)
- ※ 電気主任技術者免状所有者が、試験合格を経ずに「認定」として申請する場合に必要な実務経験は、従前どおり5年以上です。
- ※ 免状交付申請の窓口が混雑する可能性がありますので、郵送による申請や申請時期をずらすなど、新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください。

【静岡県にお住まいの方のご相談・お問い合わせ先】

静岡県経済産業部商工振興課

TEL 054 - 221 - 2512